

1. 学位論文が満たすべき水準

大学院各研究科の「学位論文審査の判定基準に関する申合せ」に定める

2. 審査委員の体制

「学位論文審査規程」に定める

3. 審査の方法及び項目

博士課程においては「学位論文審査の判定基準に関する申合せ」に定める。

また人間生活学研究科においては「人間生活学研究科専門審査委員会における論文審査等の実施に関する申合せ」に詳細を定める。

修士（文学）学位論文審査の判定基準に関する申合せ

（2002 年 5 月 1 日）
文学研究科委員会
審 議 ・ 可 決

改 正

2020 年 4 月 1 日

- (1) 修士論文は、高度専門職業人又は研究者としての問題解決の基礎的能力を身につけていることが認定できるものであること。
- (2) 修士論文の研究水準は、学術雑誌に掲載可能と判定される水準に達したものであること。
- (3) 具体的には、
 - ① 研究対象及び関連事項を精査したものであること。
 - ② 研究の目的及び方法が明確であること。
 - ③ 内容の展開が論理的であること。
 - ④ 記述の表現が厳密かつ適切であること。
 - ⑤ 研究上一定の成果が認められるものであること。
- (4) 中間発表会における学術討論，教育指導等の内容が，研究成果に反映されていること。

博士（文学）学位論文審査等の判定基準に関する申合せ

（2006 年 9 月 22 日）
文学研究科博士後期課程委員会
審 議 ・ 可 決

1. 論文の受理

- (1) 博士後期課程在学中に学位論文を提出し、在学中に論文審査が終了する見込みがある場合は、博士学位論文（甲）として受理する。
- (2) 前号に定めるもの以外は、博士学位論文（乙）として受理する。

2. 博士論文審査

博士論文は、必ずしも該当研究の成果を集大成した膨大なものであることを要しないが、少なくとも当該研究分野に対する新しい知見を加えたものでなければならない。具体的には、次のような要件を必要とする。

- (1) 自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力を有すると認められる内容であること。
- (2) 従来の研究のまとめや整理ではなく、独創性が認められること。
- (3) 論旨に矛盾がなく、創意を支える論証が確かであること。
- (4) 文書が十分に推敲されていること。
- (5) 提出論文の一部又は全部がレフェリー制のある国内外の学会誌等に掲載された、若しくは掲載される予定の論文か、それと同等以上の研究水準に達したと認められるものであること。

3. 最終試験

最終試験は、博士論文を中心として、その専攻分野及び関連領域の学識について、筆記試験又は口述試問により行うものとする。

4. 学力の確認

(1) 学力の確認は、学位論文に関係のある分野の科目及び外国語について、筆記試験又は口述試問により行うものとする。

(2) 学位申請者が次の各号の一に該当する場合は、学力の確認の全部又は一部を免除することができる。

- ① 博士後期課程に所定の年限以上在学し、かつ必要な単位を取得した者で、退学後 3 年以内に学位論文の審査を願い出た者
- ② 本学の専任教員で文学研究科の授業を担当している者
- ③ 大学卒業後10年以上研究に従事し、優れた研究業績を上げた者

修士（学術）学位論文審査等の判定基準に関する申合せ

（2001 年 11 月 7 日）
人間生活学研究科
審査委員会決定

改 正

2007 年 4 月 1 日

2020 年 4 月 1 日

1. 修士論文審査

修士論文は、研究者又は高度専門職業人としての基礎的問題解決力を身につけていることが認定できるものを合格とする。具体的には以下のとおりである。

- (1) 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
- (2) 先行研究に関する情報収集が適切になされていること。
- (3) 研究目的を達成するための方法が適切であること。
- (4) 論旨の進め方が一貫しており、独創的な結論が提示されていること。
- (5) 学術論文としての形式が整っていること。
- (6) 研究倫理が遵守されていること。

2. 最終試験

最終試験は、修士論文を中心として、専攻分野及びその関連分野の精深な学識について、筆記試験又は口述試問により行うものとする。

博士（学術）学位論文審査等の判定基準に関する申合せ

（2002 年 7 月 3 日）
博士（学術）学位
論文審査委員会決定

改 正

2007 年 4 月 1 日

2020 年 4 月 1 日

1. 論文の受理

- (1) 博士後期課程在学中に学位論文を提出し、在学中に論文審査が終了する見込みがある場合は、博士学位論文（甲）として受理する。
- (2) 前号に定めるもの以外は、博士学位論文（乙）として受理する。

2. 学位論文審査

学位論文は、学位申請者が研究者として自立して研究活動を行うことに必要な高度の研究能力を有していることが認定できるものを合格とする。具体的には以下のとおりである。

- (1) 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
- (2) 先行研究に関する情報収集が適切になされていること。
- (3) 研究目的を達成するための方法が適切であること。

- (4) 論旨の進め方が一貫しており，独創的な結論が提示されていること。
- (5) 学術論文としての形式が整っていること。
- (6) 研究倫理が遵守されていること。
- (7) 当該学問分野における研究を発展させるに足る知見が見いだせること。
- (8) 博士論文の一部又は全部が，査読付き学術論文に申請者を第一著者として掲載された（又は掲載が決定している）か，若しくはそれと同等の研究水準に達したと認められるものであること。

3．最終試験

最終試験は，学位論文を中心として，それに関連のある複数の研究領域の学識について，筆記試験又は口述試問により行うものとする。

4．学力の確認

- (1) 学力の確認は，学位論文に関連のある複数の研究分野の科目及び外国語について，筆記試験又は口述試問により行うものとする。
- (2) 学位申請者が次の事項の一に該当する場合は，学力の確認の全部又は一部を免除することができる。
 - ① 博士後期課程に所定の年限以上在学し，かつ必要な単位を修得して退学した者で，退学後3年以内に学位論文の審査を願い出た者
 - ② 本学の専任教員で人間生活学研究科の授業を担当している者
 - ③ 大学卒業後10年以上研究に従事し，優れた研究業績を上げた者
- (3) 前項(2)の認定は，学位論文総合審査委員会の議を経て行う。

ノートルダム清心女子大学学位論文審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ノートルダム清心女子大学学位規則(以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、本学において受理する学位論文の審査(最終試験及び学力の確認を含む。以下「論文審査等」という。)及び審査委員会について定めるものとする。

(審査委員会の任務)

第2条 文学研究科及び人間生活学研究科(以下「研究科」という。)の修士課程(博士前期課程を含む。)及び博士後期課程に置かれる修士(文学又は学術)学位論文審査委員会若しくは博士(文学又は学術)学位論文総合審査委員会(以下「審査委員会」という。)の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 専門審査委員会の主査及び副査を指名すること。
- 二 当該学位の論文審査等の判定基準に係わる審議を行うこと。
- 三 論文審査等の実施に関し、調整を行うこと。
- 四 専門審査委員会が当該学位論文の判定基準により作成する論文審査等の判定案に基づき、当該学位論文審査等の合格又は不合格の決定を行うこと。
- 五 その他論文審査等の実施に関すること。

(審査委員会の組織)

第3条 研究科の各課程に置かれる審査委員会の名称及び委員は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	課 程	審 査 委 員 会 の 名 称	委 員
文 学 研 究 科	修 士 課 程 博 士 前 期 課 程	修 士 (文学) 学位論文審査委員会	当該課程の専任の教員
	博 士 後 期 課 程	博 士 (文学) 学位論文総合審査委員会	当該課程の研究指導を担当する専任の教員
人 間 生 活 学 研 究 科	修 士 課 程	修 士 (学術) 学位論文審査委員会	当該課程の専任の教員
	博 士 後 期 課 程	博 士 (学術) 学位論文総合審査委員会	当該課程の研究指導を担当する専任の教員

(学位論文の審査の願い出等)

第4条 規則第6条第1項の規定により学位論文の審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に提出する。

- 一 学位論文審査願(学位規則第17条による。) 1部
- 二 学位論文(正1部, 副3部) 4部
- 三 学位論文概要(約2,000字) 4部
- 四 履歴書 1部
- 五 参考論文(必要に応じて。) 4部
- 六 共著者承諾書(該当者のみ。) 1部

2 規則第6条第2項の規定により学位の授与を希望する者は、当該研究科における博士論文(乙)の学位に関する内規に掲げる書類を添えて、学長に提出する。

(審査委員会の委員長)

第5条 審査委員会に委員長を置き、当該研究科長をもって充てる。

2 委員長は、当該委員会を招集し、その議長となる。

(審査委員会の定足数及び議決)

第6条 審査委員会は、委員（外国出張中及び海外研修中の者を除く。）の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 審査委員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(主査及び副査)

第7条 主査は、研究指導担当教員とする。

2 副査は、当該論文審査を行うにふさわしい研究業績を有する研究科教員等（人間生活学研究科博士後期課程にあっては、副研究指導担当教員を含む。）から選出する。

(主査の任務等)

第8条 主査は、当該専門審査委員会を開催し、その議長となる。

2 人間生活学研究科の専門審査委員会の開催は、公開を原則とする。

3 主査は、論文審査等の判定案を記した論文審査等報告書を、当該審査委員会委員長に提出する。

4 論文審査等報告書の書式は、規則第9条第5項に定める審査委員会報告書の様式に準ずるものとする。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、当該審査委員会における論文審査等の実施に関し、必要な内規等については、各審査委員会の委員長が別に定める。

2 内規等を定めたときは、各審査委員会の委員長は、当該研究科の課程委員会に報告するものとする。

第10条 この規程の変更については、大学院委員会で審議する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 ノートルダム清心女子大学修士の学位審査内規（1997年4月1日施行）及びノートルダム清心女子大学課程博士の学位審査内規（1997年4月1日施行）は、廃止する。ただし、平成12年4月1日現在、当該内規に基づいて進行中の事項に関しては、この限りではない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

人間生活学研究科専門審査委員会における論文審査等の実施に関する申合せ

(2001 年 1 月 10 日)
(制 定)

改 正

2002 年 1 月 9 日

2007 年 4 月 1 日

1 日程と会場の調整

- (1) 論文審査等は、原則として所定の期間内に行うものとする。
- (2) 日程と会場の調整は、審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が行う。

2 専門審査委員会の公示

- (1) 委員長は、専門審査委員会の開催を10日前までに所定の場所に公示する。
- (2) 公示する内容は、学位論文提出者の所属・氏名、学位論文題目、主査・副査の氏名、日時及び会場とする。

3 論文審査等の方法

- (1) 修士（学術）学位論文専門審査委員会は、次の表に掲げる要領で論文審査等を行う。

順 序	時 間	発 言 者	備 考
①学位論文発表	2 0 分	論文提出者	公 開
②質疑応答（学位論文の審査及び最終試験）	2 0 ～ 3 0 分 審査委員 1 人 につき 5 分	主査, 副査 論文提出者	公 開
③判定案協議	1 0 分	主査, 副査	非 公 開
④指導	5 分	主査, 副査 論文提出者	非 公 開

- (2) 修士（学術）学位論文専門審査委員会は、その一部を公開することを原則とする。ただし、傍聴者は、発言することができない。
- (3) 博士（学術）学位論文専門審査委員会は、公開審査を含めて論文審査等を行う。
- (4) 博士学位論文の公開審査は、次の表に掲げる要領で行い、主査が座長を務める。

順 序	時 間	発 言 者	備 考
①学位論文発表	6 0 分	論文提出者	公 開
②質疑応答	3 0 分	聴講者, 論文提出者	公 開

- (5) 公開審査以外の論文審査等は、次の表に掲げる要領で行う。

順 序	時 間	発 言 者	備 考
①口頭試問（学位論文の審査及び最終試験）	3 0 分	主査, 副査 論文提出者	非 公 開
②判定案協議	1 0 分	主査, 副査	非 公 開
③指導	1 0 分	主査, 副査 論文提出者	非 公 開

専門審査委員会委員（副査）の指名に関する申合せ

（2001年11月7日）
（人間生活学研究科）
審査委員会決定

改正

2002年9月26日

2007年4月1日

2018年9月21日

1. 副査の資格

- (1) 副査は、当該論文審査を行うにふさわしい研究業績を有する本研究科教員とする。
- (2) 副査は、当該学位論文審査委員会又は当該学位論文総合審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員のうちから指名する。ただし、審査のために必要があると認めるときは、論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科修士課程担当相当の者、又は研究科博士後期課程担当相当の者を副査に指名することができる。

2. 副査の指名

- (1) 各専門審査委員会の副査は、以下の区分に従って、3人以上を指名する。
 - ① 主査が推薦する者（博士後期課程にあっては、副研究指導担当教員とする。） 1人
 - ② 主査が学生の意見を聞いて推薦する者 1人
 - ③ 審査委員が推薦する者 1人以上
- (2) 審査委員会は、ノートルダム清心女子大学学位論文審査規程第7条第1項の定めるところにより主査1人を指名し、前号の主査及び審査委員の推薦に基づき、副査3人以上を指名する。
- (3) 副査の指名に関して、問題が生じたときは、審査委員会が当該専攻主任と協議して処理する。
- (4) 主査及び審査委員は、12月1日から開示される学位論文題目、目次及び大要（博士後期課程にあっては、論文概要）を閲読して、12月20日までに、様式人審専－1により、所定の副査候補者を推薦する。